

## 医療労務管理支援センターだより

## 勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

## 宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9:00から午後5:00まで

\*土日祝 12/29~1/3 を除きます

TEL/FAX : 022-211-9003 (予約・電話相談)

email : [ryouroumu@sharo-miyagi.com](mailto:ryouroumu@sharo-miyagi.com)

## 「医師の働き方改革」説明会

第1部 医師の時間外労働の上限規制（新36協定届、宿日直許可基準等を含む）

労働基準監督署

第2部 中小病院がやっておくべき「医師の働き方改革」取り組みポイント

宮城医療労務管理支援センター

第3部 勤務環境改善に向けた取組を促進するための支援制度（補助金等）

宮城県保健福祉部医療人材対策室

## 説明会名称「実務者セミナー」\*

仙台会場【会場参加+オンライン参加】 時間 14:00 ~ 16:30

日時	令和5年11月17日(金) 定員40名
会場	ハーネル仙台2F青葉 仙台市青葉区本町2-12-7
申込方法	申込期間 9月10日(日)~11月10日(金) ①右のQRコードから申込み ②URLから申込み <a href="https://forms.gle/VHSoN3MzjWTKwDMY9">https://forms.gle/VHSoN3MzjWTKwDMY9</a>



## 説明会名称「時間外労働の上限規制に関する説明会」\*

仙台以外の会場【会場参加のみ】 時間 14:00 ~ 16:30

①日時	令和5年10月13日(金) 定員150名
会場	仙南地区職業訓練センター 柴田郡柴田町船岡字照内1-9
②日時	令和5年10月19日(木) 定員108名
会場	石巻市水産総合振興センター 石巻市魚町2-12-3
③日時	令和5年10月31日(火) 定員80名
会場	パレットおおさき大崎生涯学習センター 大崎市古川穂波3-4-20

## 個別相談コーナー開設

説明会終了後、  
アドバイザーが個別に  
相談をお受けします。  
仙台会場は、参加登録  
の際にご予約下さい。

申込開始	9月中旬から
申込方法	●説明会の案内状が届いている場合 案内状に記載の申込IDにより、右のQRコードからお申込み下さい。 (ORコードは案内状と同じものです。) ●説明会の案内状が届いていない場合 フリーコール<0800-222-3029>に連絡の上、申込IDを取得して、 右のQRコードからお申込み下さい。(受付時間:平日9:00~17:00)



㈸東京リーガルマインド  
「時間外労働の上限規制  
に関する説明会」事務局

※ どちらの説明会も説明内容は同じです。

## 医師の研鑽について

2024年4月からの医師の時間外休日労働の上限規制適用により、これまで以上に医師の労働時間の把握が重要となってきます。医師の労働時間には、医師が行う研鑽が含まれる場合があります。どのような場合の研鑽を労働時間としてカウントするのかについて、院内であらかじめルール作りをしておく必要があります。まずは、研鑽が労働時間となるかどうかの基本的な考え方を理解し、院内のルール作りに取り組みましょう。

### 医師の研鑽が労働時間となるかどうかの基本的な考え方

#### ① 所定労働時間内

使用者（理事長、院長等）に指示された勤務場所（院内等）において研鑽を行う場合→労働時間になる。

#### ② 所定労働時間外

診療等の本来の業務と直接の関連性がない研鑽 → 上司の指示無く行われる場合→労働時間にならない。※  
→ 上司の指示により行われる場合→労働時間になる。

上記②の所定労働時間外で上司の指示が無く行われる場合（※）は基本的には労働時間になりませんが、例外的に労働時間になると考えられるケースは、研鑽の種類ごとに次のような場合です。

#### ① 新たな知識、技能の習得のための学習

- ・ 診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なもの

#### ② 研究や論文作成

- ・ 不実施について就業規則上の制裁等の不利益が課されている場合
- ・ 業務上必須である場合

#### ③ 手術・処置等の見学

- ・ 見学中に診療を行った場合→当該診療を行った時間は、労働時間になる。
- ・ 見学中に診療を行うことが慣習化、常態化している場合→見学の時間全てが労働時間になる。

※「基発 0701 第9号 令和元年7月1日 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」参照

聖路加国際病院様では、研鑽も含めた院内での様々な時間について労働時間に該当するものとし、しないものを次のように明確化しておりますので、取り組み事例として紹介いたします。

労働時間に該当するもの	労働時間に該当しないもの
A 診療に関するもの	A 休憩・休息
1 病棟回診 2 予定手術の延長、緊急手術 3 チャーティング 4 サマリー作成 5 外来の準備 6 オーダーチェック 7 診療上必要不可欠な情報収集	1 食事 2 睡眠 3 外出 4 インターネットの閲覧
B 会議・打合せ	B 自己研鑽
1 必須出席者である会議・委員会 2 参加必須の勉強会・カンファレンス	1 自己学習 2 症例見学 3 参加任意の勉強会・カンファレンス
C 研究・講演その他	C 研究・講演その他
1 上長の命令に基づく学会発表の準備 2 上長の命令に基づく外部講演等の準備 3 上長の命令に基づく研究活動・論文執筆	1 上長の命令に基づかない学会発表の準備 2 上長の命令に基づかない外部講演等の準備 3 上長の命令に基づかない研究活動・論文執筆

※ 聖路加国際病院の事例を元に、厚生労働省医政局において作成